

資料名：募集要項

頁 (旧)	旧 (令和7年9月30日公表)	新 (令和7年10月2日公表)
3	<p>3. (1) ア(ア)募集者の構成 応募者は、次に掲げる企業で構成されるものとし、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の企業又は複数の企業によるグループとする。</p> <p>a 設計業務(新築住宅の設計)に当たる者（以下「設計企業」という。）<u>_____</u></p> <p>b 工事監理業務（新築住宅の工事監理）に当たる者（以下「工事監理企業」という。）<u>_____</u></p> <p>c 建設業務（新築住宅の建設）に当たる者（以下「建設企業」という。）<u>_____</u></p> <p>d 入居者移転支援業務（既存住宅（新築住宅以外の町営住宅等をいう。）および新築住宅における移転支援）に当たる者（以下「移転支援企業」という。）</p> <p>e 維持管理業務（新築住宅の維持管理）に当たる者（以下「維持管理企業」という。）<u>_____</u> (以下、これらの企業を単独で、あるいは総称して「構成企業」という。)</p>	<p>3. (1) ア(ア)募集者の構成 応募者は、次に掲げる企業で構成されるものとし、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の企業又は複数の企業によるグループとする。</p> <p>a 設計業務(新築住宅の設計)に当たる者（以下「設計企業」という。）<u>※読点「、」の削除</u></p> <p>b 工事監理業務（新築住宅の工事監理）に当たる者（以下「工事監理企業」という。）<u>※読点「、」の削除</u></p> <p>c 建設業務（新築住宅の建設）に当たる者（以下「建設企業」という。）<u>※読点「、」の削除</u></p> <p>d 入居者移転支援業務（既存住宅（新築住宅以外の町営住宅等をいう。）および新築住宅における移転支援）に当たる者（以下「移転支援企業」という。）</p> <p>e 維持管理業務（新築住宅の維持管理）に当たる者（以下「維持管理企業」という。）<u>※読点「、」の削除</u> (以下、これらの企業を単独で、あるいは総称して「構成企業」という。)</p>
10	<p>4. (3) ア (ア) 受付期間 令和7年9月30日（火）から10月24日（火）17時まで（必着）</p>	<p>4. (3) ア (ア) 受付期間 令和7年9月30日（火）から10月24日（金）17時まで（必着）</p>

資料名：要求水準書（住宅等整備編）

頁 (旧)	旧 (令和7年9月30日公表)	新
1	<p>第1 1 (1) 要求水準書について 業務内容に関して、町が求めるサービスの内容及び質の満たすべき水準を示すものである。</p> <p>また、要求水準書の内容は、提案評価及びPFI事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。</p>	<p>第1 1 (1) 要求水準書について 業務内容に関して、町が求めるサービスの内容及び質の満たすべき水準を示すものである。 <u>※空行の削除</u></p> <p>また、要求水準書の内容は、提案評価及びPFI事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。</p>
9,10	<p>第3 2 施設計画</p> <p>(6) ユニバーサルデザイン</p> <p>(7) 維持管理への配慮</p> <p>(8) 再生可能エネルギー</p>	<p>第3 2 施設計画</p> <p>(5) ユニバーサルデザイン</p> <p>(6) 維持管理への配慮</p> <p>(7) 再生可能エネルギー</p>

資料名：要求水準書（住宅等整備編） 別紙1 新築住宅設計要領

頁 (旧)	旧 (令和7年9月30日公表)	新
3	第2 3 (1) 基本事項 イ 居室の天井高は2400mm以上とする。ただし、生活に支障のない程度の一部的な下がり天井は可とする。	第2 3 (1) 基本事項 イ 居室の天井高は2400mm以上 <u>を基本</u> とする。ただし、生活に支障のない程度の一部的な下がり天井は可とする。
4	第2 3 (3) 空調設備対応 ア 居室全室にルームエアコンを取り付けられるよう、スリーブ、インサート、室内機設置のための下地補強、室外機設置スペース、コンセントを計画する。補強等の位置及び電気容量については、汎用レベルのメーカーの製品が使えるよう配慮する。	第2 3 (3) 空調設備対応 ア 居室全室にルームエアコンを取り付けられるよう、スリーブ、インサート、室内機設置のための下地補強、室外機設置スペース、コンセントを計画する。補強等の位置及び電気容量については、汎用レベルのメーカーの製品が使えるよう配慮する。 <u>（なお、1DKに1台、2DKに2台、3DKに3台のエアコンを本事業において設置する。）</u>
5	第2 4 (3) 居室 ア クーラー用スリーブ、クーラー取付用インサートを設置する。クーラー用裏板補強は、全ての機種に対応できる位置とする。	第2 4 (3) 居室 ア クーラー用スリーブ、クーラー取付用インサートを設置する。クーラー用裏板補強は、全ての機種に対応できる位置とする。 <u>（なお、1DKに1台、2DKに2台、3DKに3台のエアコンを本事業において設置する。）</u>
9		<u>※新規追加</u> <u>第6 (9) 空調設備</u> <u>1DKに1台、2DKに2台、3DKに3台、能力の設置居室面積に対応した能力のエアコンを設置する。</u>
9	(9) 試験 (10) 付属備品	(10) 試験 (11) 付属備品

資料名：要求水準書（住宅等整備編） 別紙2 住宅性能評価の等級

頁 (旧)	旧 (令和7年9月30日公表)	新
2	4 4-3：更新対策（共用排水管）説明する事項 等級2とする	4 4-3：更新対策（共用排水管）説明する事項 等級2 <u>を基本</u> とする

資料名：要求水準書（維持管理編）

頁 (旧)	旧 (令和7年9月30日公表)	新
6	第3 4 (1) 実施場所（5行目） 業務の実施場所についての制限は、以下の通りとする。ただし、町とPF1事業者の協議のうえ、町が承諾する場合は変更できるものとする。	第3 4 (1) 実施場所（5行目） 業務の実施場所についての制限は、以下の <u>とおり</u> とする。ただし、町とPF1事業者の協議のうえ、町が承諾する場合は変更できるものとする。

大豊町住宅再編整備事業 公募要項等の修正（第1回） 新旧対照表（令和7年10月2日）

8	第34(6)家賃等の徴収等（徴収・収納事務）の委託（4行目） 収納の対象となる金員は下表の <u>通り</u> である。	第34(6)家賃等の徴収等（徴収・収納事務）の委託（4行目） 収納の対象となる金員は下表の <u>とおり</u> である。
---	---	--